

○菰野町建設工事競争入札における一抜け方式に関する取扱要綱

令和 8 年 2 月 26 日 告示第 30 号

菰野町建設工事競争入札における一抜け方式に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、菰野町が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という。）において、受注機会の確保及び担い手の中長期的な育成等を図るために実施する一抜け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、一抜け方式とは、競争入札の執行に当たり、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札候補者となった者の他の工事における入札を無効とみなすことにより、落札候補者を決定する入札方式をいう。

(適用対象)

第 3 条 一抜け方式は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する複数の案件について、適用する。

- (1) 菰野町が工事として発注する条件付一般競争入札であること。
- (2) 発注工種が同じ案件であること。
- (3) 開札日が同一の案件であること。

(留意事項)

第 4 条 一抜け方式の執行に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 適用対象の開札は、原則として設計金額が高い順とし、落札者の決定は、開札順に行う。
- (2) 同一開札日において、先に開札された適用対象の案件の落札候補者となった者は、その後に開札される同一工種の適用対象の案件で落札候補者となることはできない。
- (3) 前号により落札候補者となることができない者の入札は、その適用対象の案件において無効として取り扱う。
- (4) 一抜け方式の適用対象となる案件において、一抜け方式により有効な入札参加者が 1 者以下となった場合は、一抜け方式により入札参加資格が無効になった者の複数落札を認める。

(失格等の扱い)

第 5 条 落札候補者が事後審査の結果、失格となった場合や落札が取り消された場合であっても、その後に開札された案件における一抜け方式の効力（無効扱い）は、遡って取り消さない。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。